

(7) フィンランド

① 基礎データ

フィンランドは豊富な森林資源を活かした製紙・パルプ・木材を伝統的な基幹産業とするが、金属・機械産業がこれに加わり、近年は情報通信産業が主要産業の一角をなしている¹⁰¹。

フィンランドは、また、EUでも最北の農業を営む地域であり、寒冷な気候のために生産性は中央ヨーロッパの半分ほどしかなく、かつ生産コストが高い。その反面、歴史的背景により農村部における人口の維持や食料自給の重要性が国民共通の課題として認識され、手厚い農業保護が行われてきた。具体的には、ソビエト連邦と隣接する地理的要因によって、防衛政策の一環としてフィンランド全土に小農家族経営が広範に形成されたこと、冷戦直下における食料安全保障の観点から食料自給政策が重視されてきたこと等が挙げられる¹⁰²。

1995 年のEU加盟によって安価な国外農産物の流入が増加し、20 年間でEU加盟以前の農家数の40%に相当する4 万戸以上の農家が離農したが、共通農業政策 (CAP) 下に組み込まれた現在でもEU予算の直接支払や自国予算を組み合わせた条件不利地域支払等によって手厚い農業保護を実施し、その結果、主要農産物の自給率は総じて高い値を達成している¹⁰³。

2015 年の農業・園芸部門の生産額は44 億ユーロ、付加価値額は11 億ユーロであり、総付加価値額の0.6%を占めている。また、食品加工産業の付加価値額は26 億ユーロで、製造部門付加価値額の8.4%を占めている。さらに食品・飲料サービス産業は総付加価値額の1.3%にあたる24 億ユーロの付加価値額を有しており、これらを含めると、農業・食品部門はフィンランド経済全体に大きな影響を与える存在であると考えられている¹⁰⁴。

1) 農地の状況（国土面積、農用地面積、平均経営面積、等）

図表 89 フィンランド地図



出所：外務省「国・地域 フィンランド共和国」

フィンランドは緯度60度～70度の間に位置する欧州最北端の国で、国土面積は日本よりやや狭い33.8万平方キロメートルである。面積の1/4は北極圏に属し、およそ2/3は森林で覆われている。地形は北部ラップランドを除けばほぼ平坦である。約18万もの小島が散在し、沿岸地方には推定95,000もの島々が世界で最も入り組んだ群島を形成している¹⁰⁵。

¹⁰¹ 外務省「国・地域 フィンランド共和国 基礎データ」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/finland/data.html#section4>

¹⁰² 浅井真康「フィンランドの農業戦略と今次CAP(2014-2020)の実施状況」農林水産政策研究所、プロジェクト研究「主要国農業戦略」研究資料第10号「平成27年度カントリーレポート：EU(CAP改革、フランス、スコットランド、デンマーク、フィンランド、酪農)」115-154頁、2016年3月。

¹⁰³ 浅井真康「フィンランドの普及システム」農林水産政策研究所『農林水産政策研究レビュー』No.72、2016年7月。

¹⁰⁴ Natural Resources Institute FINLAND (Luke), *Finnish agriculture and food sector 2016/17*.

¹⁰⁵ 駐日フィンランド大使館ウェブサイト「フィンランドについて—環境」

農用地面積は国土の 6.7%ながら 227 万haを有し、一経営体当たりの平均経営面積は 41.5ha（2013 年）と EU28 か国平均（16.1ha）を上回る。農地は気象条件等から主として南部地域に限定されている¹⁰⁶。さらに、フィンランド農家の多くは農地の他に森林を所有しており、2014 年における農家の平均所有森林面積は 52ha である。農家の林業・製材業に関する収入は、全収入の 10~15% に相当する¹⁰⁷。

図表 90 フィンランドと日本の農地の状況（2014 年）¹⁰⁸

農地の状況（2014 年）		（単位：万 ha、%）		
	フィンランド		日本	
	面積	比率	面積	比率
国 土 全 体	3,384	100.0	3,780	100.0
農 用 地	227	6.7	452	12.0
耕 地（除く永年作物）	223	6.6	422	11.2
永 年 作 物 地	0.3	0.01	30	0.8
永年採草・放牧地	3	0.1	-	-

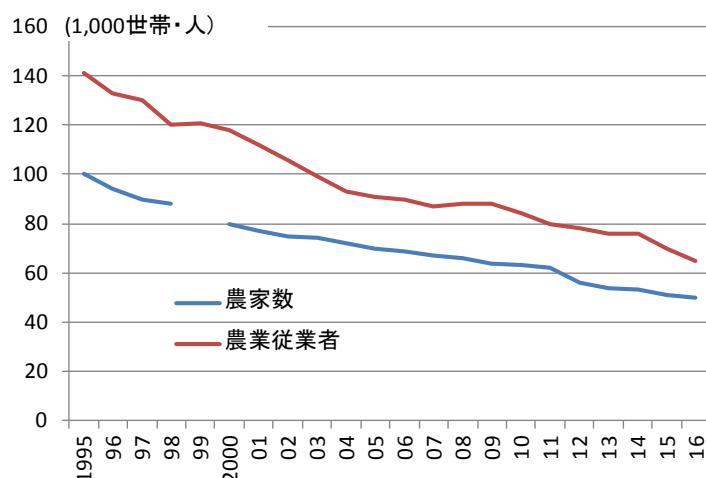
資料：FAO 統計

出所：農林水産省「フィンランドの農林水産業概況」

2) 農家等の状況（総人口、農家数、青年農業者数、等）

フィンランドの総人口は 549 万人、農家数はおよそ 5 万世帯 である。農業従業者数は 65,000 人で、全従業者数の 2.7% である¹⁰⁹。農家数、農業従業者数とも減少を続けており、1995 年比で農家数は 50%、農業従業者数は 46% の水準となった。

図表 91 フィンランドの農家数及び農業従業者数の推移¹¹⁰



出所：Natural Resources Institute FINLAND (Luke), *Finnish agriculture and food sector 2016/17*.

農業者の年齢構成を見ると¹¹¹、34 歳以下の青年農業者は 2016 年で 9.1%、他方、35~49 歳が 31.9%、50~64 歳が 46.7%、65 歳以上が 12.4% である。2010 年と 2016 年を比較すると、絶対数は 65 歳以

<http://www.finland.or.jp/public/default.aspx?nodeid=46057&contentlan=23&culture=ja-JP>

¹⁰⁶ 農林水産省「フィンランドの農林水産業概況」、2017 年 9 月

¹⁰⁷ 浅井真康「フィンランドの農業戦略と今次 CAP（2014-2020）の実施状況」、前掲。

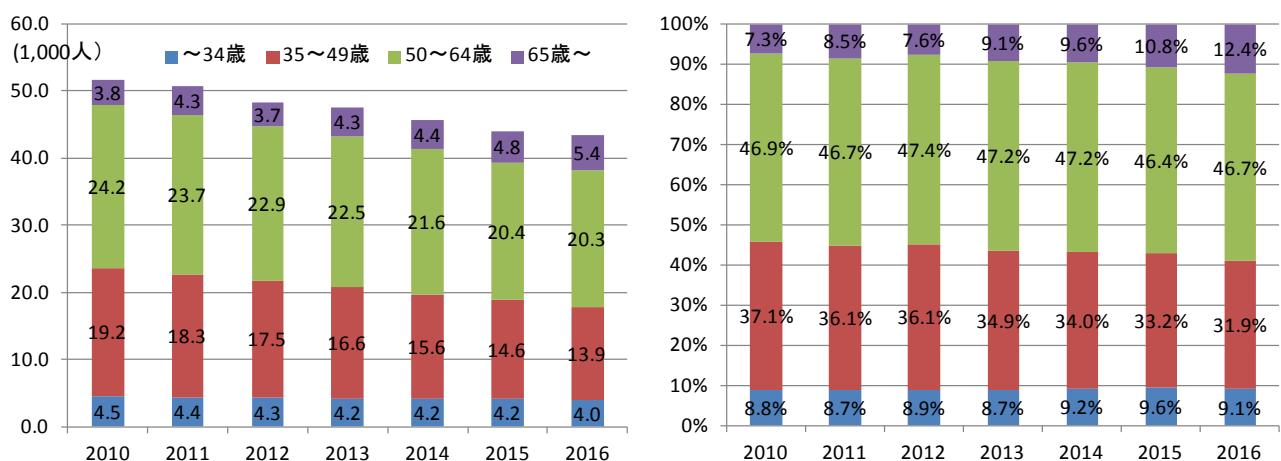
¹⁰⁸ 農林水産省「フィンランドの農林水産業概況」、2017 年 9 月

¹⁰⁹ いざれも 2016 年。人口は European Commission, “Statistical Factsheet Finland”, June 2017, 農家数及び農業従業者数は Natural Resources Institute FINLAND (Luke), *Finnish agriculture and food sector 2016/17* による。

¹¹⁰ Natural Resources Institute FINLAND (Luke), *Finnish agriculture and food sector 2016/17*.

上を除きいずれの年齢層でも減少しているが、構成比率では、34歳以下がわずかに増加し、35～49歳は減少、50～65歳はほぼ変わらず、65歳以上は増加する形となっている。

図表 92 フィンランド農業者の年齢構成別推移



出所：Luke, Statistics database より作成。

3) 農業所得（農業所得、直接支払額、農業所得に占める直接支払の割合、等）

EU諸国の農業統計データベースであるFADN (farm accounting data network : ファームアカウンティングデータネットワーク) のデータより、フィンランドの農業所得構造と補助金の関係について以下のとおり分析した。

図表 93 フィンランド農業部門別純所得および補助金（1農家当たり平均、2015年）

(単位：ユーロ、ha)

コード	科目	営農タイプ							
		全農家	耕種作物	園芸	その他 永年作物	酪農	その他草 食家畜	穀食家 畜	混合農業
SE420	純所得 (a)	17,255	6,667	39,805	-	29,366	24,951	50,980	17,956
	補助金計 ^{注1} (b)	52,552	32,550	42,442	-	73,991	87,314	94,908	78,920
SE605	補助金計 ^{注2}	51,636	32,376	41,055	-	71,711	85,806	93,393	78,133
SE610	作物	977	1,103	1,148	-	709	595	821	1,903
SE615	家畜	10,711	23	0	-	27,464	30,557	18,901	10,647
SE624	農村開発	25,778	20,202	4,924	-	29,159	40,177	48,401	41,086
SE625	中間消費	52	26	0	-	108	10	158	186
SE626	外部投入要素	178	46	537	-	238	413	355	515
SE630	デ カップル支払	11,159	10,362	2,668	-	11,606	12,673	15,670	18,228
SE699	その他	2,782	614	31,778	-	2,427	1,381	9,086	5,568
SE406	投資補助金	916	174	1,387	-	2,280	1,508	1,515	787
	補助金／純所得 (b/a)	305%	488%	107%	-	252%	350%	186%	440%
SE025	農地面積 (c)	61.3	56.6	12.6	-	63.7	71.9	88.4	99.5
	1ha 当り純所得 (a/c)	281	118	3,159	-	461	347	577	180
	1ha 当り補助金 額 (b/c)	857	575	3,368	-	1,161	1,214	1,074	793

出所：FADN Public Database より作成。

¹¹¹ 民間所有の農場における農業者。民間所有の農場は全農場（農家）の86%を占める（2016年）。このため図表37の農業者数は図表36とは異なる。

注1：投資補助金を含む

注2：投資補助金を除く

FADNのデータ（2015年）によれば、フィンランド農業を全農家平均で見た時の純所得は17,255ユーロであるのに対して、補助金総額は52,552ユーロである。従って、フィンランド農業の全部門平均の農業純所得¹¹²に占める補助金総額の割合は実に305%にのぼる。補助金（投資への補助金を除く）の内訳は、農村開発への補助金（SE624）が25,778ユーロで最も多く¹¹³、次いでデカップル支払（SE630）が11,159ユーロ¹¹⁴、家畜に対する補助金（SE615）が10,711ユーロ、その他の補助金（SE699）が2,782ユーロとなっている。

純所得に占める補助金の割合は営農タイプによって差があり、耕種作物（488%）、混合農業（440%）できわめて高い。他方、園芸（107%）、穀食家畜（186%）では相対的に割合が低いが、いずれも100%を超えており、浅井[2016]は、このように極めて高いフィンランドの補助金依存度に関して、アイルランド・トリニティカレッジのAlan Matthew教授のFADNを用いた分析結果を以下のように紹介している。「2012年のデータ分析によれば、直接支払が経営所得に占める割合はEU27か国平均が37.6%であったのに対し、フィンランドは143%とEU内で最も高い値を示した。これについてMatthew教授は「フィンランドの農業とは、その活動がもたらす非経済価値に対して納税者が支払う純消費財として捉えられる」と述べている。事実、国防上の観点から農村部の人口維持が重要視され、気候や政治情勢における有事のための食料安全保障の重点化等、農業保護の重要性が国民の共通認識となっていることを裏付けるものである。」¹¹⁵

営農タイプと農地面積及び補助金額の関係に着目すると、農地面積の最も大きい混合農業とその次に大きい穀食家畜が各々78,920ユーロ、93,908ユーロと多額の補助金を受け取っているのに対して、農地面積の小さい園芸に対する補助金額は43,442ユーロと、1.8～2.2倍の開きがある。しかし農地面積について7.0～7.9の開きがあることを考慮すると、農地面積による補助金格差はかなりの程度補正されていると言えることができる。それは専らその他の補助金（SE699）、すなわち災害対策補助金や金銭的な補償等の特別補助金等によって行われていると見られる。

4) 主要農作物

近年のフィンランド農作物の生産高構成は以下のとおりである。牛乳が最大の31.9%を占めるが、その他は穀物類（11.9%）、野菜・園芸作物（11.5%）、牛（9.3%）、豚（7.4%）等、比較的多様化している。

農産物・食品における主要輸出品目は蒸留酒、乳製品等であり、他方、輸入品目は調製食料品、チーズ等多様であるが、輸入額は輸出額を大きく上回る。農産物・食品全般として、輸出額は過去20数年間で約3倍に増加しているのに比べて、輸入額は約5倍に増加している。

主な輸出先は、ロシア、スウェーデン、エストニア等の近隣諸国であるが、ロシアについては2014年の経済措置によって輸出額の15%分を失うことになった。他方、主な輸入先はドイツ、オランダ、スウェーデン、デンマーク等の近隣諸国であるが、2004年の東欧諸国のEU加盟によってポーランドやエストニア等新規加盟国のシェアも増えている¹¹⁶。

¹¹² FADNにおいて、農業純所得（SE420）は次の式で定義される。農業純所得（SE420）＝総産出額（SE131）－中間消費（SE275）+補助金税金収支（SE600）－減価償却費（SE360）－投資への補助金税金収支（SE405）－外部投入要素（SE365）。（一瀬裕一郎「オランダの農業と就業構造」『日本労働研究雑誌』2016年10月号（No.675）より）

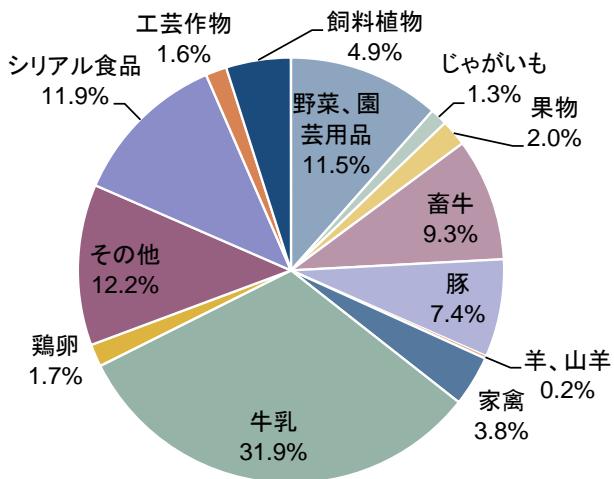
¹¹³ 内訳は環境補助金（SE621）が10,178ユーロ、条件不利地補助金（SE622）が14,880ユーロ、その他（SE623）720ユーロである。

¹¹⁴ デカップル支払11,159ユーロのうち、単一支払が6,792ユーロで61%を占めている。

¹¹⁵ 浅井真康「フィンランドの農業戦略と今次CAP（2014-2020）の実施状況」、前掲。なお、ここでの「経営所得」とは、総生産額－総中間消費額+補助金－減価償却費で表された農場純付加価値（Farm Net Value Added）である。

¹¹⁶ 浅井真康「フィンランドの農業戦略と今次CAP（2014-2020）の実施状況」、前掲。

図表 94 フィンランド農作物の生産高構成（2014-2016 年平均）



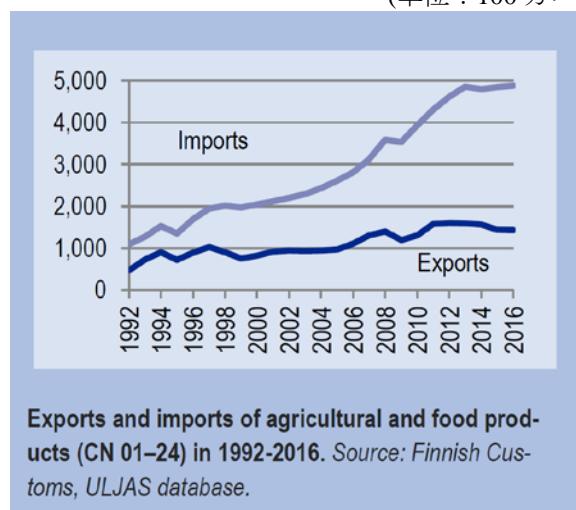
出所：European Commission, "The CAP in your country Finland" June 2017.

図表 95 フィンランド農産物・食品の主要輸出乳品目（上位 10 品目、2013 年）

輸出		輸入	
品目	金額 (1,000US\$)	品目	金額 (1,000US\$)
蒸留酒	151,515	調製食料品	406,065
全乳チーズ	148,149	全乳チーズ	333,560
全乳バター	136,195	ペストリー	266,126
脂肪酸	117,004	ワイン	249,364
オート麦	96,515	原料	238,599
乳清（乾燥）	89,743	コーヒー豆	213,681
チョコレート製品	86,467	タバコ	175,087
スキムミルク	78,976	チョコレート製品	162,783
プロセスチーズ	71,843	蒸留酒	130,162
豚肉	65,758	ペットフード	126,639

出所：FAOSTAT より作成。

図表 96 フィンランド農産物・食品の輸出入額の推移
(単位：100 万ユーロ)

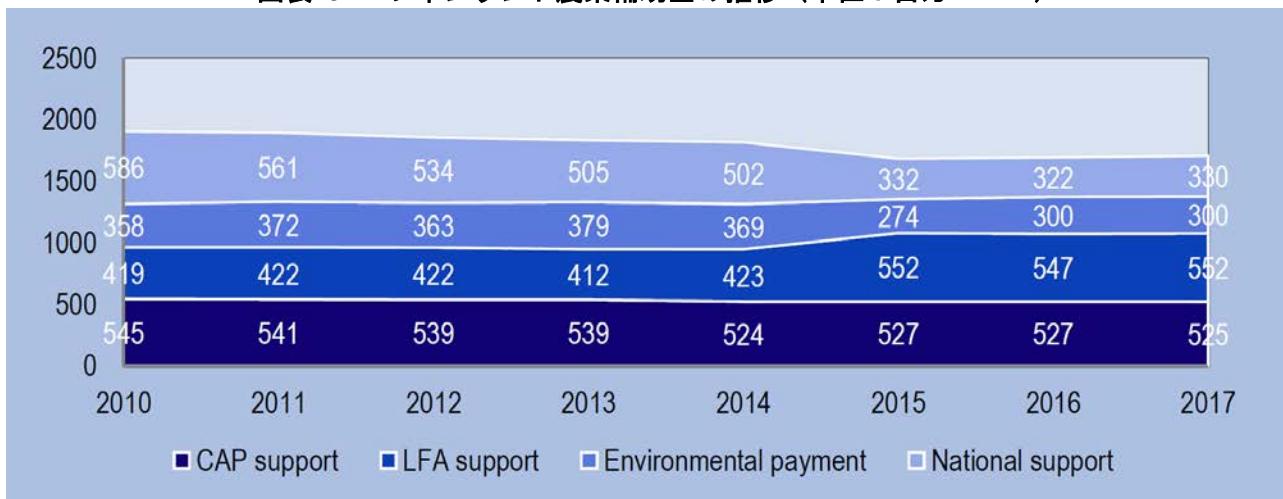


出所：Natural Resources Institute FINLAND (Luke), *Finnish agriculture and food sector 2016/17*.

② フィンランドにおける農家所得支持政策

フィンランドにおける農家の所得支持政策は、主にCAP直接支払（第一の柱）、自然等制約地助成（第二の柱）、農業環境助成（第二の柱）、そして自国予算の助成（北部地域助成、南部地域助成等）の4つから成り立っている¹¹⁷。CAP直接支払はすべてEU予算で賄われるが、条件不利地域助成と環境助成では、各々20%以下と40%以上がEU予算から支払われる。自国予算助成と併せて、農業補助金全体に占めるフィンランド政府の負担割合は56%であり、44%がEU予算から支出されている¹¹⁸。

図表 97 フィンランド農業補助金の推移（単位：百万ユーロ）



出所：Natural Resources Institute FINLAND (Luke), *Finnish agriculture and food sector 2016/17*.

フィンランドでは、自然環境を考慮して国内を6つの地区に分類し、それぞれの地区ごとに助成単価を設定している¹¹⁹¹²⁰。CAP直接支払、条件不利地域助成及び環境助成は全地区で支払われるが、自国予算助成の北部地域助成はC地区（C1、C2、C2 north、C3及びC4）のみで、同じく南部地域助成はAB地区のみで支払われる¹²¹。

¹¹⁷ 浅井真康「フィンランドの農業戦略と今次CAP（2014-2020）の実施状況」、前掲。

¹¹⁸ Natural Resources Institute FINLAND (Luke), *Finnish agriculture and food sector 2016/17*.

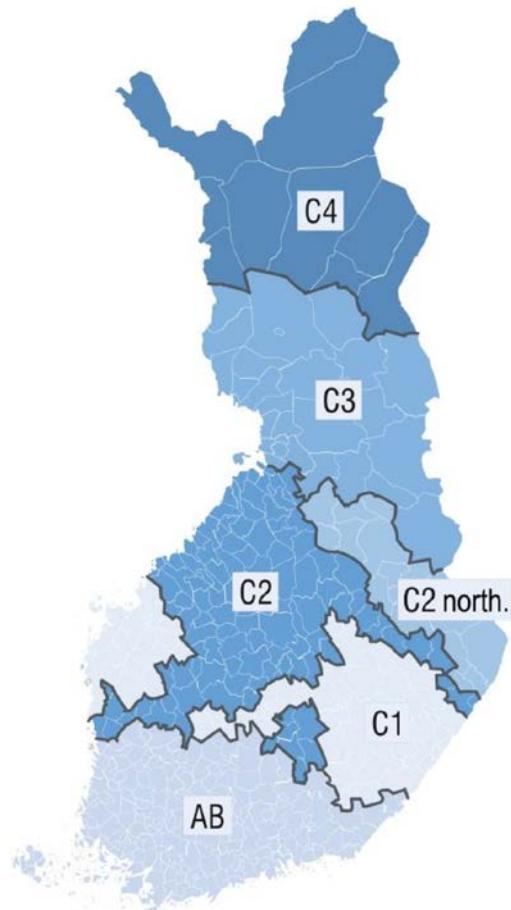
¹¹⁹ 浅井真康「フィンランドの農業戦略と今次CAP（2014-2020）の実施状況」、前掲。なお、同論文では地区数は「7つ」となっているが、その後A地区とB地区が統合されAB地区となったため、「6つ」に修正した。各地区を構成する行政区域については以下の法令に規定があるが、その区分条件についての記述は見当たらない。

¹²⁰ 各地区を構成する行政区域については以下の法令に規定があるが、その区分条件についての記述は見当たらない。

Valtioneuvoston asetus maatalouden tukien tukialueista ja niiden saaristoksi luettavista osa-alueista (Government Decree on Supporting Areas of Agriculture Aid and their Archipelago Areas), 8 January 2015. <http://www.finlex.fi/fi/laki/alkup/2015/20150005>

¹²¹ Natural Resources Institute FINLAND (Luke), *Finnish agriculture and food sector 2016/17*.

図表 98 フィンランドの農業補助対象地区区分



出所：Natural Resources Institute FINLAND (Luke), *Finnish agriculture and food sector 2016/17*.

③ 第一の柱の実施状況

フィンランドのCAP第3期（2014-2020年）におけるCAP予算枠は図表99のとおりであり、EU全体の総予算の1.5%に相当する。このうち第一の柱である直接支払に充てられる予算は36.7億ユーロであり、年平均5.2億ユーロと想定される。フィンランドにおいては、直接支払、条件不利地域支払、環境支払によって重層的に農家所得を補償しているため、柱間の財源移転は行わず、各柱の予算額が維持される¹²²。

図表 99 フィンランドの現行 CAP（2014-20）の予算配分

（単位：100万ユーロ）

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	累計	年平均
第一の柱	524	523.3	523.4	523.5	524.1	524.6	524.6	3,667.5	524
第二の柱	335	337	338	340	341	343	345	2,380	340

出所：浅井真康「フィンランドの農業戦略と今次 CAP（2014-2020）の実施状況」

2015年のフィンランドの直接支払の受益者数は55,900人¹²³、総農業者数はおよそ65,000人である。

¹²² 浅井真康「フィンランドの農業戦略と今次 CAP（2014-2020）の実施状況」、前掲。

¹²³ European Commission "Annex 1 INDICATIVE FIGURES ON THE DISTRIBUTION OF AID, BY SIZE-CLASS OF AID, RECEIVED IN THE CONTEXT OF DIRECT AID PAID TO THE PRODUCERS ACCORDING TO COUNCIL REGULATION (EC)

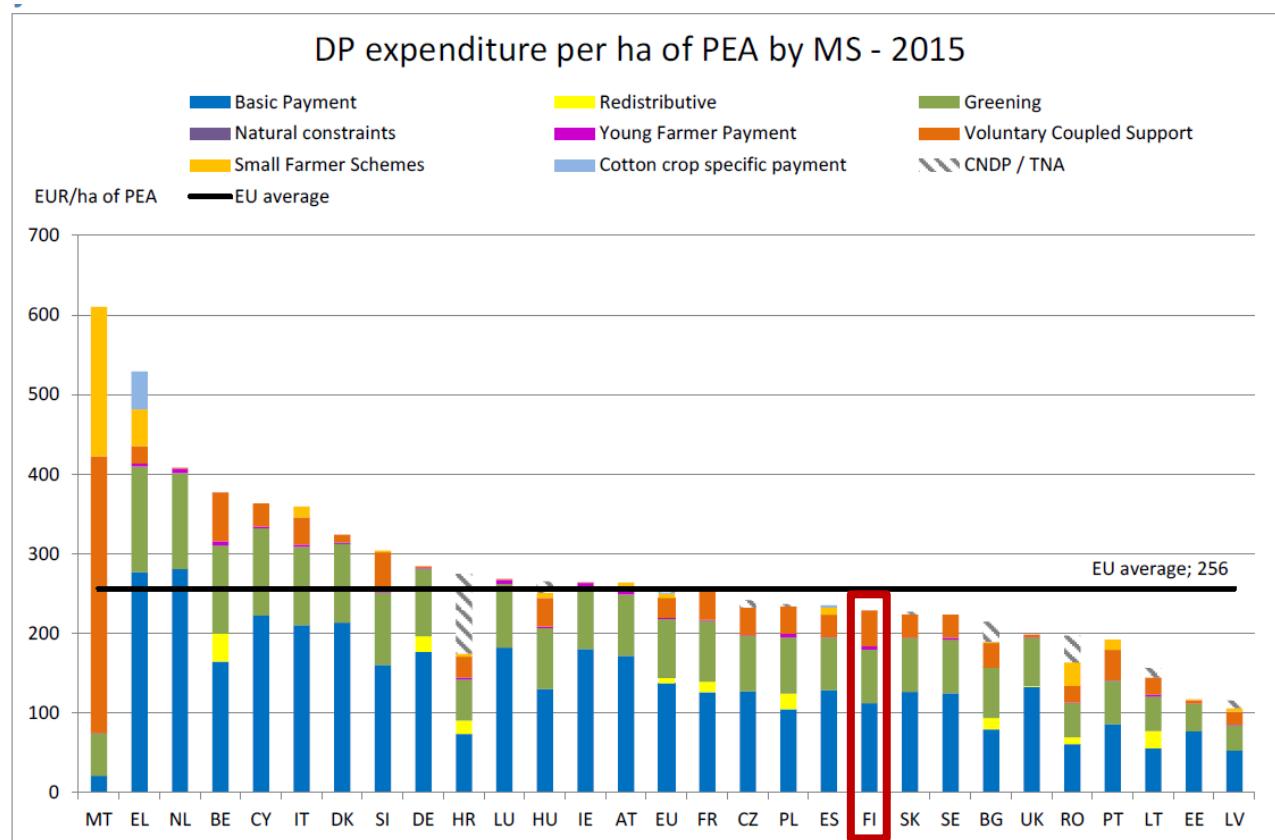
ることから、フィンランドの直接支払の受益者数の割合は総農業者数の 86% に相当する。

1 ヘクタール当たりの直接支払の支払単価はおよそ 240 ユーロであり、図表 100 の通り EU 加盟国平均 (256 ユーロ) を下回る。2015 年のフィンランドの直接支払の予算構成は、再分配支払 : 0%、基礎支払 : 49.0%、カップル支払 : 20.0%、青年農業者支払 : 1.0%、グリーニング支払 : 30 % である¹²⁴。フィンランドでは、加盟国の任意である「小規模農業者支払」は採択しない。同国においては 10 ヘクタール以下の農家数は全体の 20% であり、小規模農家への特別措置は必要ないとの判断によるものである。また、自然制約地域支払も採用されなかった。第二の柱において EU 予算と自国予算を併用しながら、自然制約地域支払を継続するためである¹²⁵。

直接支払の実施機関はフィンランド農村庁 (Maaseutuvirasto : Mavi) であるが、支払業務そのものは、自治体及びフィンランド産業運輸環境センター (ELYセンター) に委託されている。ELYセンターは国内を 16 の地域に分け、各地域に事務所が設置されている。また、ELYセンターは農家からの直接支払申請がその内容通りに適正管理されているかを検査する役割を担っており、農家に対する実地検査を行っている¹²⁶。

また、直接支払の施行にかかるフィンランドの法律は「農業補助金の施行に関する法律」 ("Laki maatalouden tukien toimeenpanosta") (2013 年 3 月 15 日)¹²⁷ である。

図表 100 各加盟国の 1ha当たりの直接支払の支払単価 (2015 年)¹²⁸



PEA: Potentially Eligible Area: it corresponds to the total area declared by beneficiaries and potentially eligible for payment.

CNDP: Complementary National Direct Payments.

TNA: Transitional National Aids.

出所 : European Commission " REPORT on the Implementation of direct payments [outside greening] Claim year 2015" Nov. 2017

No 73/2009 (FINANCIAL YEAR 2015)" Feb. 2017

¹²⁴ European Commission "Direct payments 2015-2020 Decisions taken by Member States", June 2016.

¹²⁵ 浅井真康「フィンランドの農業戦略と今次 CAP (2014-2020) の実施状況」、前掲。

¹²⁶ 同上。

¹²⁷ <http://www.finlex.fi/fi/laki/alkup/2013/20130192>

¹²⁸ European Commission " REPORT on the Implementation of direct payments [outside greening] Claim year 2015" Nov. 2017

フィンランドにおいて、直接支払および自国予算の助成を受給するためには次の主要条件を満たしている必要がある¹²⁹。

- ・活動農業者（active farmer）であること
- ・支払受給権と適格農地を所有していること
- ・前年度の支払総額が200ユーロ以上であること（最低受給基準）
- ・クロスコンプライアンスおよび農業環境管理規準（Good Agricultural and Environmental Conditions: GAEC）を遵守していること
- ・グリーン化支払の3要件を満たしていること

実質的な活動農業者と呼べない者を排除するためのネガティブリストについては、フィンランドはEU基準に合致させており、追加条項は設けていない。ただし、同国ではネガティブリストに当たはまつとしても、前年度の農業収入が全収入の5%以上であった場合、または前年度の直接支払の受給額が5,000ユーロ以上であった場合には活動農業者とみなされる。フィンランドでは、農地の他に森林所有者が多く、また多角的な経営を行っている受給者も多いため、ネガティブリストの影響をできる限り排除するためにこの選定基準が設けられた¹³⁰。

1) 基礎支払

基礎支払は、従来の單一支払に特定品目に対する給付を上乗せするハイブリッド方式によって行われる。フィンランドでは2006年より国内を3地区（A地区、B地区及びC1特、C1以外のC地区）に分類し、地区ごとに基準年次に給付された直接支払総額を單一支払の給付申請面積で除して単価を求める「地域平準型」を支払体系の基盤とし、耕種作物（穀物、油糧種子等）、繁殖メス牛、雄牛、羊・ヤギ等に対する特定の目的に応じた給付単価の上乗を行うこと（部分的デカップリング）が行われていた。現在の單一支払における面積（1ヘクタール）当たりの単価は、（A地区とB地区の合併した）AB地区が123ユーロ、C地区が110ユーロである¹³¹。また、上乗せ支払の品目別単価（2015年）と予算割り当ては図表45のとおりであるが、2016年以降は、甜菜以外の上乗せ給付がカットされ、2019年には完全に撤廃される。2015年度の基礎支払総額は2億5,640万ユーロで、第一の柱の財源の49%を占めていた¹³²。

図表 101 上乗せ支払の品目別単価（2015年）と予算割当

（単位：100万ユーロ）

品目	単価	2014	2015	2016	2017	2018	2019
牛乳、肉牛、馬鈴薯澱粉	種牛 22.05ユーロ/LU 肥育牛 15.75ユーロ/LU 馬鈴薯澱粉 6.19ユーロ/トン 牛乳追加支払 8.57ユーロ/トン	23.515	11.758	0	0	0	0
特別受給者（酪農および肉牛）		0.003	0.002	0	0	0	0
甜菜	64.97ユーロ/トン	9.441	4.720	2.360	2.360	2.360	0
ティモシー（牧草）	2007-09年度の平均支払単価より 各自算出	1.041	0.520	0.260	0	0	0
合計		34.000	17.000	2.620	2.360	2.360	0

出所：浅井真康「フィンランドの農業戦略と今次CAP（2014-2020）の実施状況」

¹²⁹ 浅井真康「フィンランドの農業戦略と今次CAP（2014-2020）の実施状況」、前掲。

¹³⁰ 浅井真康「フィンランドの農業戦略と今次CAP（2014-2020）の実施状況」、前掲。

¹³¹ フィンランド農林省ウェブサイト。<http://mmm.fi/en/basic-payment> なお、フィンランドは2019年より面積単価の完全平準化を導入し地区間を単価は同一となる予定である。

¹³² 浅井真康「フィンランドの農業戦略と今次CAP（2014-2020）の実施状況」、前掲。

2) 再分配支払

フィンランドでは基礎支払関して、年間 15 万ユーロ以上を受け取る高額受給者については、その 15 万ユーロを上回る部分に対して 5% の減額が行われる。よって、同等措置とされる「再分配支払」（直接支払の 5% 以上を再分配支払に充てること）は行わない¹³³。

3) グリーニング支払

フィンランドにおける 2015 年のグリーニング支払予算額は、第一の柱の支払予算額の 30% に当たる 1 億 5,700 万ユーロであった¹³⁴。単位面積（1 ヘクタール）当たりの支払額は概ね 66~74 ユーロである¹³⁵。グリーニング支払の単価は、原則としてグリーン化支払に充てられる予算額を総適格農地面積で除した額としている。フィンランドは、基礎支払と同じ 2 地域においてそれぞれ一律の面積単価を設定した。単価算定は、予算額を各地区内の総合適格農地面積で割ったものであり、AB 地区では 74 ユーロ/ha, C 地区では 66 ユーロ/ha となった¹³⁶。

フィンランドにおけるグリーニング支払受給の 3 要件への対応は以下の通りである。

- a) 永年草地の維持：現行 Natura 2000¹³⁷ 対象地域内の草地を全て保全対象とする永年草地に指定。またその維持に当っては国レベルで実施する。
- b) 生態系保全用地（Ecological Focus Area: EFA）の設定：EU 規則（直接支払規則）No.1307/2013 第 46 条 7 に基づき、農家の平均所有森林面積が 50 ヘクタール以上であるフィンランドでは、多くの地域において森林を EFA と見なす森林特例（forest exemption）の承認を受けた。これにより、EFA 設定要件は、フィンランド南部沿岸の南西スオミ県、ウーシマー県およびオーランド諸島の 3 県のみとなった。上記 3 県において合計 15 ヘクタール以上の農地を所有する農家は、全所有農地のうち 5% 以上を生態系保全用地に該当する土地利用を行わなくてはならない。
- c) 作物の多様化：作物多様化の要件は図表 102 のとおりである。いずれの地区でも適格農地面積 10 ヘクタール以下の農家は免除となる。

図表 102 地区別の作物多様化の要件

地区	適格農地面積	作物多様化の要件
AB 地区	10-30ha	最低 2 作目。主作物の作付面積は全体の 75 % 未満。
	30ha 以上	最低 3 作目。主作物の作付面積は全体 75 % 未満、かつ作付面積 1 位と 2 位の作物の合計作付面積は 全体の 95 % 未満。
C 地区	10ha 以上	最低 2 作目。主作物の作付面積は全体の 75 % 未満。

出所：浅井真康「フィンランドの農業戦略と今次 CAP（2014-2020）の実施状況」

この結果、フィンランドにおいて少なくとも一つ以上のグリーニング要件が課された農地面積は 1,973,301ha、対象農民数は 41,575 人となり¹³⁸、フィンランド全農地面積の 87%、全農業者の 64% に相当することとなった。

4) 青年農業者支払

青年農業者支払は、全加盟国が導入を義務づけられ、予算割当上限は直接支払財源の 2% までと定められている。フィンランドでは 1% を配分するが、申請数が予想よりも多い場合は、今後最大

¹³³ 浅井真康「フィンランドの農業戦略と今次 CAP（2014-2020）の実施状況」、前掲。

¹³⁴ 同上

¹³⁵ フィンランド農林省ウェブサイト。 <http://mfff.fi/en/greening-payments>

¹³⁶ 浅井真康「フィンランドの農業戦略と今次 CAP（2014-2020）の実施状況」、前掲。

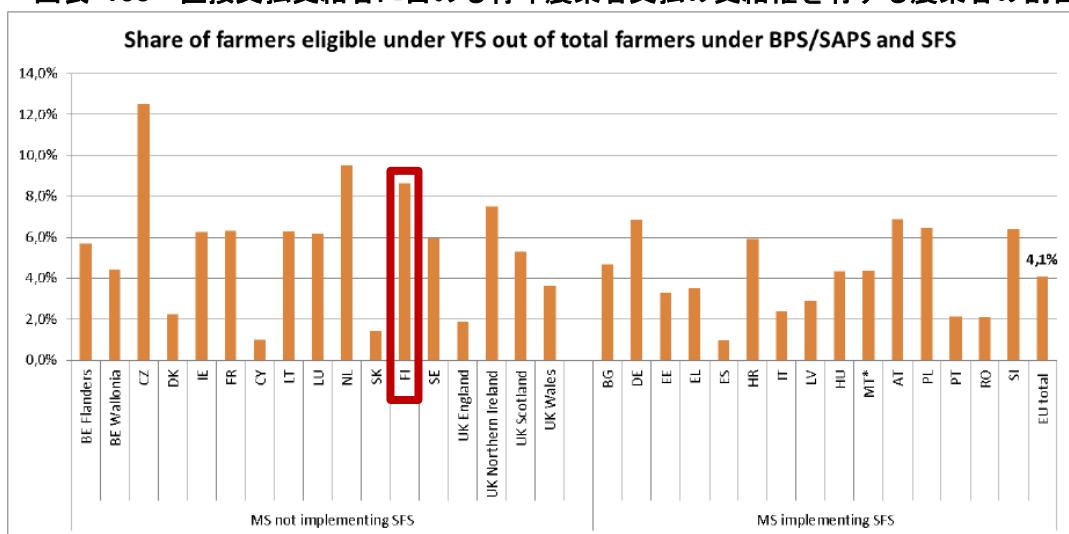
¹³⁷ EU の生息地指令（Habitats Directive, 1992）により確立された生物保護区のネットワーク。EU 域内 26,000 地区、EU 全土の約 18% に相当する面積がその対象となっている。

¹³⁸ European Commission, "Commission Staff Working Document, Review of greening after one year Annex II", June 2016.

2%まで配分を上げることを予定している。フィンランドにおける新規就農者は2013年が597人、2014年が1,100人であったことから、2015年は1,000人と予想し、1ヘクタール当りの給付単価は50ユーロと設定された。なお、C地区の新規就農者に対しては、50ユーロに加えて、北部地域助成から面積単価36ユーロが更に上乗せされる。また、18歳以上40歳未満で、初めて就農する者に対しては、第二の柱予算枠による「優先事項2B」の一環として、スタートアップ手当で助成が行われる¹³⁹。

フィンランドにおける2015年の青年農業者支払の受給権者の割合はおよそ9%弱であり、オランダに次いで加盟国中第3位の水準であった。また、同年の青年農業者支払実績は、当初予定の直接支払財源の1%を上回り、2%弱となつた。

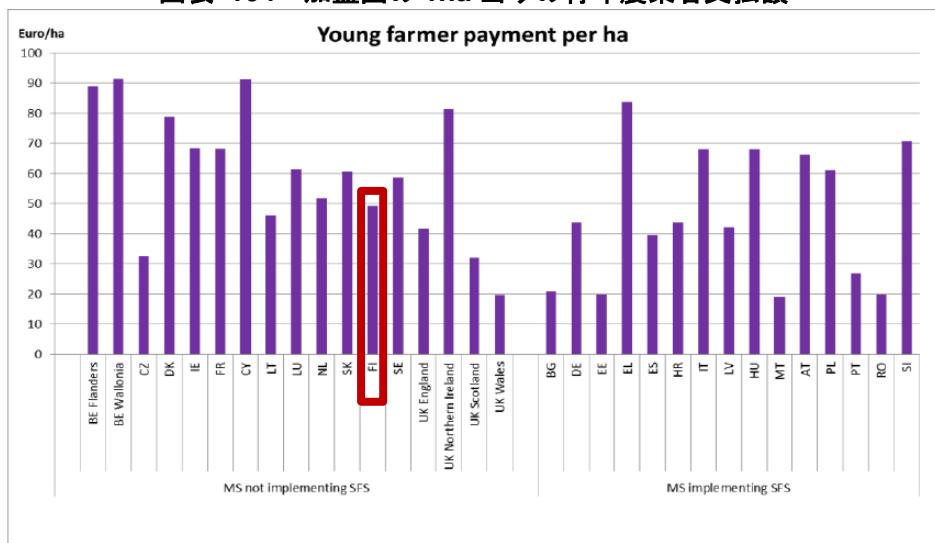
図表 103 直接支払受給者に占める青年農業者支払の受給権を有する農業者の割合



Source: MS reports to CATS.

出所：European Commission " REPORT on the Implementation of direct payments [outside greening] Claim year 2015" Nov. 2017

図表 104 加盟国の1ha当たりの青年農業者支払額

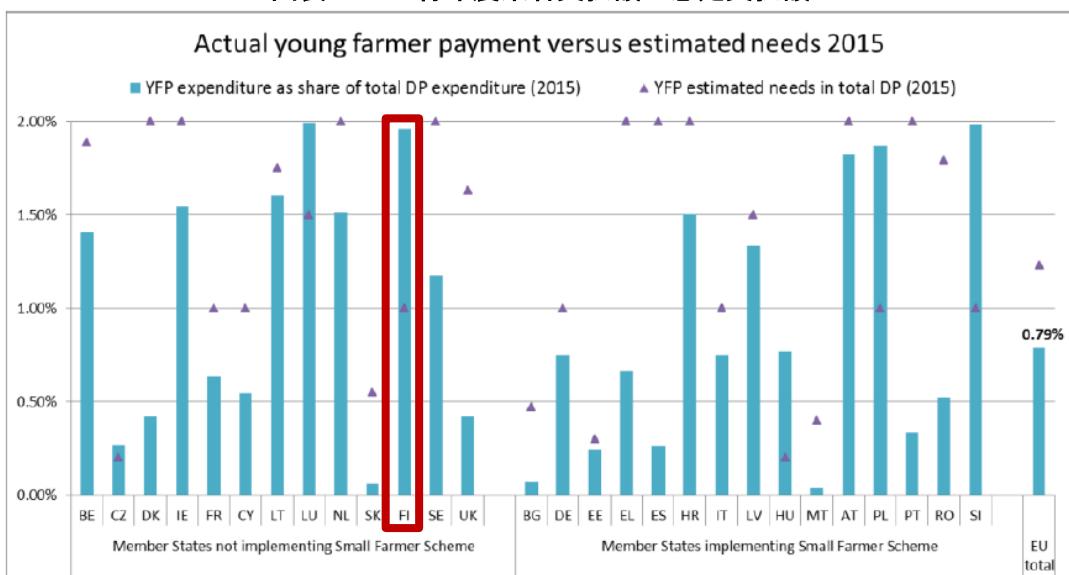


Source: Estimates based on MS reports to CATS (except for NL and FI, estimates based on AGREX data on expenditures and on CATS data on eligible area determined for young farmers).

出所：European Commission " REPORT on the Implementation of direct payments [outside greening] Claim year 2015" Nov. 2017

¹³⁹ 浅井真康「フィンランドの農業戦略と今次CAP(2014-2020)の実施状況」、前掲。

図表 105 青年農業者支払額と想定支払額



Source: Based on MS notifications in AGREX and ISAMM.

出所: European Commission " REPORT on the Implementation of direct payments [outside greening] Claim year 2015" Nov. 2017

5) カップル支払

EU規則（直接支払規則）No.1307/2013 ではカップル支払に充てる予算は、原則として直接支払の8%以下とすることが定められている（53条の1）。しかし、フィンランドは2008年のヘルスチェックにて直接支払予算枠の10%までカップル支払に割り当てることができた。今次CAPにおいても「2010年から2014年の間に1年間でも直接支払予算枠の10%を上回る年があれば、13%を上回る予算を充てることが可能（53条の4）」、「蛋白作物向けの支払を2%以上行うことを条件に、最大2%まで上乗せが可能（53条の3）」を法的根拠に、欧州委員会より20%まで引き上げる承認を得た。ただし、その後は割当額を年率0.4%ずつ減少させ、2020年には予算枠の18%とする予定である¹⁴⁰。

フィンランドにおいては以下図表のように「牛肉・子牛肉」、「酪農」、「羊肉・山羊」、「蛋白作物」、「野菜・果実」、「甜菜」、「穀物」、「でんぶん用馬鈴薯」の8部門でカップル支払が採用されているが、肉牛、酪農への支払が大半を占めている。

図表 106 フィンランドにおけるカップル支払の部門別支払内容（牛肉・子牛肉部門）

加盟国・地域	施策	支払対象数(頭)	1頭当たり支払(単位:ユーロ)						合計支払金額(単位:百万ユーロ)					
			2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
EU 全体	-	18,616,664	91.7	91.4	91.2	91.2	91.2	91.2	1,706.3	1,701.6	1,698.4	1,698.1	1,697.0	1,697.6
フィンランド	(合計)	260,486	141-721	133-721	126-721	118-721	111-721	103-721	56.17	54.09	52.01	50.32	48.73	46.83

¹⁴⁰ 浅井真康「フィンランドの農業戦略と今次CAP（2014-2020）の実施状況」、前掲。

図表 107 フィンランドにおけるカップル支払の部門別支払内容（酪農部門）

加盟国・地域	施策	支払対象数(頭)	1頭当たり支払(単位:ユーロ)						合計支払金額(単位:百万ユーロ)					
			2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
EU全体	-	12,321,533	67.3	67.9	68.6	69.4	70.1	68.9	829.21	836.85	845.29	854.63	863.42	849.09
フィンランド	(合計)	65,187	118-728	118-728	728-728	118-728	728-728	118-728	32.20	32.20	32.20	32.20	32.20	32.20

図表 108 フィンランドにおけるカップル支払の部門別支払内容（羊肉・山羊部門）

加盟国・地域	施策	支払対象数(頭)	1頭当たり支払(単位:ユーロ)						合計支払金額(単位:百万ユーロ)					
			2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
EU全体	-	41,627,791	11.5	11.6	11.6	11.7	11.8	11.9	478.0	480.9	484.0	487.3	490.5	496.0
フィンランド	(合計)	68,642	28-98	28-98	28-98	28-98	28-98	28-98	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6

図表 109 フィンランドにおけるカップル支払の部門別支払内容（蛋白作物部門）

加盟国・地域	施策	支払対象数(ha)	1ha当たり支払(単位:ユーロ)						合計支払金額(単位:百万ユーロ)					
			2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
EU全体	-	4,318,571	99.0	100.3	101.6	103.0	104.3	103.9	427.64	433.01	438.75	444.85	450.58	444.57
フィンランド	蛋白作物	176,570	36	36	36	34	32	31	6.30	6.30	6.30	6.00	5.70	5.50

図表 110 フィンランドにおけるカップル支払の部門別支払内容（野菜・果実部門）

加盟国・地域	施策	支払対象数(ha)	1ha当たり支払(単位:ユーロ)						合計支払金額(単位:百万ユーロ)					
			2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
EU全体	-	675,186	301.9	308.5	311.0	312.6	314.1	308.8	203.85	208.28	209.98	211.08	212.08	208.53
フィンランド	野菜・果実 (異なる種類、野菜)	7,039	171	171	171	171	156	156	1.20	1.20	1.20	1.20	1.10	1.10

図表 111 フィンランドにおけるカップル支払の部門別支払内容（甜菜部門）

加盟国・地域	施策	支払対象数(ha)	1ha当たり支払(単位:ユーロ)						合計支払金額(単位:百万ユーロ)					
			2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
EU全体	-	497,222	350	356	358	360	362	341	174.25	176.98	177.99	179.10	180.22	169.36
フィンランド	甜菜奨励金	14,820	67	67	67	67	67	67	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

図表 112 フィンランドにおけるカップル支払の部門別支払内容（穀物部門）

加盟国・地域	施策	支払対象数(ha)	1ha当たり支払(単位:ユーロ)						合計支払金額(単位:千ユーロ)					
			2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
EU全体	-	1,935,435	45	46	47	47	46	46	86,902	89,104	90,747	90,003	89,259	89,697
フィンランド	ライ麦奨励金	26,950	56	56	56	56	56	56	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

図表 113 フィンランドにおけるカップル支払の部門別支払内容（でんぶん用馬鈴薯部門）

加盟国・ 地域	施策	支払対象 数(ha)	1ha 当たり支払(単位:ユーロ)						合計支払金額(単位:千ユーロ)					
			2015年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年
EU 全体	-	58,145	304	304	305	305	306	290	17,649	17,684	17,717	17,761	17,803	16,870
フィンラ ンド	でんぶん用馬鈴薯獎勵金	6,720	551	551	551	551	551	551	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700

出所：European Commission “Voluntary coupled support – Sectors mostly supported. Notification of decisions taken by Member States by 1 August 2014” Informative note 30 July 2015 及び European Commission “Voluntary coupled support – Other Sectors supported. Notification of decisions taken by Member States by 1 August 2014” Informative note December 2015

④ 第二の柱の内、直接支払に関する施策の実施状況（※条番号は農村振興規則 No. 1305/2013 のもの）

フィンランドの CAP 第 3 期（2014-2020 年）の農村振興プログラム（英：rural development programme : RDP、芬：maaseudun kehittämisohjelma 2014-2020）は 2014 年 12 月 12 日に欧州委員会によって正式に採択された。

RDP はフィンランド本土とオーランド諸島（スウェーデン語を公用語とする自治領）の 2 つに分けられており、それぞれの予算枠組みは下表の通りである。

図表 114 フィンランド農村振興プログラム（2014-20）の予算配分

（単位：億ユーロ）

	EU 予算	自国負担	合計
フィンランド本土	23	58	83
オーランド諸島	0.207	0.384	0.59

出所：European Commission, FINLAND CAP IN YOUR COUNTRY, June 2017 より作成。

また、フィンランド本土におけるRDPの優先課題は以下の 3 点である¹⁴¹。

- ・農業及び森林に関わる生態系の回復、維持及び増進
- ・社会的包摶（social inclusion）と経済開発の促進、農村地域における貧困削減
- ・農産物の加工及びマーケティングを含むフードチェーン組織の振興、動物福祉、農業におけるリスクマネジメント

フィンランド本土の RDP の分野・施策別予算額は下図表のとおりであり、予算額から見た優先施策は以下のものであることが分かる。

- ・ 37.3 億ユーロ：自然制約地域支払（Areas facing natural constraints）
- ・ 15.9 億ユーロ：農業環境、気候支払（Agri-Environment-Climate）
- ・ 9.8 億ユーロ：物理的資産への投資（Investments in physical assets）
- ・ 4.6 億ユーロ：動物福祉（Animal welfare）

図表 115 フィンランド本土の農村振興プログラム（2014-2020 年）概要¹⁴²

優先事項		予算額 (単位:百万ユーロ)	割合 (%)
重点分野	施策		
優先事項(1)：農林業と農村地域における知識移転と革新の促進*		-	-
(a) 農村地域における革新、協同、そして知識基盤の発達の促進	14 条 知識移転と情報活動 15 条 助言サービス、農業経営・農場支援サービス 35 条 協同	- - -	- - -
(b) 農業・食品生産・林業と、研究・革新の間の結びつき強化。環境の管理・パフォーマンスを改善するためのものを含む	35 条 協同	-	-
(c) 農林業部門における生涯学習と職業訓練の促進	14 条 知識移転と情報活動	-	-

¹⁴¹ 同上。

¹⁴² European Commission "Factsheet on 2014-2020 Rural Development Programme for Mainland Finland" Dec. 2014

優先事項(2):すべての種類の農業の競争力向上と農場の存続能力向上		1,024.4	12.39
(a) 全ての農場の経済パフォーマンス促進。特に市場参加・指向の拡大ならびに農業多様化の観点から。	14 条 知識移転と情報活動	5.0	0.06
	17 条 物理的資産への投資	871.4	10.63
(b) 新規就農者	14 条 知識移転と情報活動	3.0	0.04
	19 条 農業及び事業開発	145.0	1.77
優先事項(3):フードチェーン組織と、動物福祉、農業のリスク管理の振興		559.0	6.76
(a) 品質制度、農産物への付加価値、地場市場・供給経路の中抜きによる販売促進、生産者集団・組織、および垂直部門間組織を通じた、一次生産者の農食品チェーンへの統合改善による競争力向上	14 条 知識移転と情報活動	3.0	0.04
	15 条 助言サービス、農業経営・農場支援サービス	5.0	0.06
	17 条 物理的資産への投資	44.0	0.54
	33 条 動物福祉	458.0	5.59
	35 条 協同	49.0	0.60
優先事項(4):農林業に関わる生態系の回復・維持・増進		5,699.5	68.96
(a) ①Natura 2000 地域や、自然ないしその他の特定の制約に直面している地域等における生物多様性、②また自然的な価値(nature value)の高い農業、ならびに③欧洲的な景観の状態の、回復・維持・増進 (b) 水管理の改善。肥料・農薬管理等 (c) 土壌侵食の防止と土壤管理の改善	14 条 知識移転と情報活動	11.2	0.14
	15 条 助言サービス、農業経営・農場支援サービス	21.0	0.26
	17 条 物理的資産への投資	6.0	0.07
	28 条 農業環境、気候対応	1,586.3	19.36
	29 条 有機農業	326.0	3.98
	31~32 条 自然ないしその他の制約のある地域	3,734.0	45.56
	35 条 協同	15.0	0.18
優先事項(5):農業・食品・林業部門における、資源効率の促進と、炭素排出が少なくかつ気候に対する抵抗力の強い経済への移行支援		150.4	1.82
(b) 農業および食品加工におけるエネルギー使用の効率向上	14 条 知識移転と情報活動	3.0	0.04
	15 条 助言サービス、農業経営・農場支援サービス	2.0	0.02
	35 条 協同	7.0	0.09
(c) 再生可能なエネルギー源、副産物・廃棄物・残渣、およびその他の非食用原料の、バイオ経済のための供給・使用促進	14 条 知識移転と情報活動	1.6	0.02
	15 条 助言サービス、農業経営・農場支援サービス	2.0	0.02
	17 条 物理的資産への投資	56.8	0.69
	35 条 協同	7.0	0.09
(d) 農業からの温室効果ガスおよびアンモニアの排出削減	14 条 知識移転と情報活動	1.6	0.02
	15 条 助言サービス、農業経営・農場支援サービス	2.0	0.02
	17 条 物理的資産への投資	56.8	0.69
	35 条 協同	3.5	0.04

(e) 農林業における炭素保全・貯蔵の促進	14 条 知識移転と情報活動	1.6	0.02
	15 条 助言サービス、農業経営・農場支援サービス	2.0	0.02
	35 条 協同	3.5	0.04
優先事項(6) : 農村地域における社会的包摶・貧困削減・経済振興の促進		762.0	9.22
(a) 企業の多様化・創設・発達ならびに雇用創出の促進	14 条 知識移転と情報活動	48.0	0.59
	19 条 農業及び事業開発	257.0	3.14
	35 条 協同	72.0	0.88
(b) 農村地域における小地域振興の促進	14 条 知識移転と情報活動	1.0	0.01
	20 条 農村地域における基礎的サービスと村の再生	50.0	0.61
	35 条 協同	3.0	0.04
	42~44 条 LEADER	300.0	3.66
(c) 農村地域における情報通信技術(ITC)の入手しやすさ、使用、質の強化	14 条 知識移転と情報活動	1.0	0.01
	20 条 農村地域における基礎的サービスと村の再生	30.0	0.37
技術支援		70.0	0.85
予算総額		8,265.3	100

*優先事項（1）については、他の優先事項の実施過程で達成できるものとし、特別に予算配分はなされていない。

以下、上述の4施策を含む主要な施策について説明する。

1) 31~32条：自然ないしその他制約のある地域(Article 31 Payments to areas facing natural or other specific constraints and Article 32 Designation of areas facing natural and other specific constraints)

「自然ないしその他制約のある地域（31~32条）」は自然等制約地域支払であり、政府が指定する①山岳地域、②山岳地域以外の自然制約地域、③特定制約地域で農業を維持するための面積支払である。フィンランドでは、C1-4 地域が区分①、AB地域が区分②にあてはまるとして、全国で当該支払を実施する。2014-2020 年期の支払の総予算は 37 億 3,400 万ユーロで、第二の柱の予算のおよそ 45%を占める。このうち、18 億 1,000 万ユーロはEU予算（全体の 42%で 7 億 620 万ユーロ）と自国負担（残りの 58%で 10 億 480 万ユーロ）によるもので、さらにEU規則（農村振興規則）No. 1305/2013 の 82 条に定められた自国予算による追加予算として 19 億 2,400 万ユーロが投じられる。これでフィンランドの拠出総額は 29 億 7,380 万ユーロに上り、EU予算の占める割合は全体の 18%にとどまる¹⁴³。

支払額の面積単価は図表 116 のとおりである。助成単価を算定する際には、制約地における農業の追加コストあるいは収入減を、制約のない土地と比較する必要があるが、フィンランドでは全土が助成対象に該当する。このため、FADN (Farm Accounting Data Network) による他国の会計データを用いて、国内で最も生産環境の良いフィンランド南部と、北緯 60 度前後に位置する他の 4 地域（スウェーデン南部、デンマーク、ドイツ北部、スコットランド）の農家の会計データを使い、ヘクタール当たりの農家純付加価値 (Farm Net Value Added) を比較することにより、単価が設定された¹⁴⁴。

¹⁴³ 浅井真康「フィンランドの農業戦略と今次 CAP (2014-2020) の実施状況」、前掲。

¹⁴⁴ 同上。

図表 116 条件不利地域支払面積単価

(単位: ユーロ/ha)

	AB 地区	C 地区
耕種農家	217	242
畜産農家	277	302

出所: Natural Resources Institute FINLAND (Luke), *Finnish agriculture and food sector 2016/17* より作成。

2) 28条: 農業環境、気候対応(Article 28 Agri-environment-climate)

「農業環境、気候対応 (28条)」は農業環境・気候支払である。農場における義務的基準 (クロスコンプライアンスやGAEC) の遵守に加えて、全圃場に対する施肥管理の徹底により、作物では 54 ユーロ/ha、園芸作物では 200 ユーロ/ha が支払われる。このベース支払に加えて、環境への負荷を減らす管理 (「温室効果ガス排出の抑制」「水環境の保全」「生物多様性の保全」) を圃場レベルで行った農家は受給単価を上乗せすることができる¹⁴⁵。

フィンランドの 2014-2020 年期の支払の総予算では 15 億 8,630 万ユーロ、第二の柱の予算枠の約 20%が充てられている。2015 年にはフィンランドにおける全活動農業者 (active farmers) の 86% に相当する 45,624 農家がこの農業環境支払に申請を行い、その農地面積は基礎支払申請を行った農家の農地面積の 90% 以上に相当する 206 万ヘクタールに上っている¹⁴⁶。

3) 17条: 物理的資産への投資(Article 17 Investments in physical assets)

「物理的資産への投資 (17条)」の対象となる投資分野は、農業経営の改善全般、農産物の加工・販売・開発、インフラストラクチャー、農業環境・気候、農場の再編、青年農業者の新規就農、EU 法による新たな要件への対応である。フィンランドの 2014-2020 年期の予算では、総額で 9 億 7,820 万ユーロが複数の分野に計上されているが、そのうち 8 億 7,140 万ユーロ (予算枠比 10.6%) は「農場の経済パフォーマンス促進」に充てられている。

4) 33条: 動物福祉(Article 33 Animal welfare)

「動物福祉 (33条)」は動物福祉支払である。クロスコンプライアンスによる義務的な基準を上回る動物福祉の取組に対する年次の助成であり、当該取組による追加的費用と所得喪失の範囲内で支払われる。フィンランドの 2014-2020 年期の予算では、予算枠総額の 5.6% に相当する 4 億 5,800 万ユーロが割当られている。助成対象は牛、豚、羊・山羊、鶏・七面鳥であり、家畜単位 (livestock unit:LU) に対して 5 ユーロから最大 439 ユーロが支払われる。

5) 19条: 農業および事業開発(Article 19 Farm and business development)

「農業および事業開発 (19条)」は起業助成 (青年農業者・農村の農外事業・小規模農場)、農外事業の創出・展開への投資、離農する小規模農業者への支払である。フィンランドの 2014-2020 年期の予算では、新規就農者及び企業の多様化・創設・発達ならびに雇用創出の促進に対して、合計で予算枠全体の 4.9% に当る 4 億 200 万ユーロが計上されている。

6) 29条: 有機農業(Article 29 Organic farming)

「有機農業 (29条)」は有機農業への転換および有機農業の維持に対して支払われる助成である。助成額は当該取組による追加的費用および喪失費用の範囲内で、5 年間から 7 年間の面積支払である。フィンランドにおける有機栽培面積は 241,000 ヘクタール (2016 年) で、全耕地面積の 10.5% に相当する。他方、有機栽培農産物の市場シェアは約 2.5% にとどまり、更なる振興が必要と認識されている。このため、フィンランド農林省は有機栽培面積を 2020 年までに全耕地面積の 20% に

¹⁴⁵ 浅井真康「フィンランドの農業戦略と今次 CAP (2014-2020) の実施状況」、前掲。

¹⁴⁶ Natural Resources Institute FINLAND (Luke), *Finnish agriculture and food sector 2016/17*.

まで拡大する目標を設定している¹⁴⁷。この目標に沿って、2014-2020 年期のRDPにおいては、予算枠全体の約 4%に当る 3 億 2,600 万ユーロが計上されている。

2015 年度の支払単価は、転換期間および転換後に関係なく 160 ユーロ/ha である。また家畜単位が 0.3 以上の家畜を飼養している有機農家へは、追加的に 134 ユーロ/ha が、生産リスクの高い有機野菜の露地栽培を行っている場合は、600 ユーロ/ha が支払われる。支払は全て面積単価で支払われるが、最低 5ha（園芸栽培の場合は 1ha）の農地を所有していることが受給条件である。支払は 5 年間継続して行われる¹⁴⁸。

7) 4 2～4 4 条：LEADER(Article 42 LEADER local action groups, Article 43 LEADER start-up kit, Article 44 LEADER co-operation activities)

「LEADER（4 2～4 4 条）」はLEADER（農村経済振興活動間連携。地元主導の小地域振興）開始時の能力開発・小規模試行プログラムへの助成、LEADERの地域間協力活動への助成である。フィンランドではLEADERの実施単位である 54 のローカル・アクション・グループ（LAG）が活動を行っており、その構成メンバーは 12,000 人を超える。2007-2013 年期のRDPでは、8,000 以上のプロジェクトを通じて 2,000 人以上の新規雇用創出と 800 以上の新規企業設立をもたらしたとされる¹⁴⁹。2014-2020 年期のRDPにおいては 3 億ユーロの予算が計上されており（予算枠比 3.7%）、更なる振興活動の促進が企図されている。

8) 3 5 条：協同(Article 35 Co-operation)

「協同（3 5 条）」は協同活動への助成である。①農林業部門およびフードチェーン等における生産者集団・協同組合・垂直部門間組織の間の協力活動、②クラスターないしネットワークの創出、③EIP（欧州革新パートナーシップ）運営集団の設立・運営を指す。フィンランドの 2014-2020 年期の予算では、優先事項（2）を除くほぼ全ての重点分野に対して予算が計上されており、その額は合計で 1 億 5,300 万ユーロ（予算枠全体の 1.9%）である。

⑤ その他（自国予算による助成）

自国予算のみによる助成は、C 地区（C1、C2、C2 north、C3 及び C4）を対象とする北部地域助成と、AB 地区を対象とする南部地域助成である¹⁵⁰。

北部地域助成は、EU 加盟条約第 142 条において北緯 62 度以北地域（C 地区）に対する国家援助として存続を認められたものであり、全耕地面積の 55.5% に相当する約 140 万ヘクタール強がその対象となる。助成項目は生乳生産（リットル当たり）、肉牛・羊・山羊・馬の飼育（頭数当たり）、耕種作物の生産（作物別面積単価、作物種を問わない一般面積単価、及び青年農業者補助）の他、グリーハウス栽培、トナカイ繁殖・輸送・園芸作物の貯蔵等小規模農家を対象とするものも含まれる。このうち最も主要なものは生乳生産に対する助成であり、2017 年の北部地域助成額およそ 2 億 9,700 万ユーロのうち、1 億 6,120 万ユーロを占めた。また、家畜に対する助成額は 7,600 万ユーロであった。

北部地域助成の有効性は 5 年毎に評価される。2016 年に行われた直近の評価結果に基づき、欧州委員会はフィンランド北部地域助成に対する決定を行い、2017 年 1 月に発効した。この決定においては、フィンランドが当該助成の実施とモニタリングをより柔軟に行うことが認められている¹⁵¹。

南部地域助成は、EU 加盟条約 141 条により EU 加盟による影響緩和のための暫定措置として認められたものであったが、2013 年からその法的根拠は EU 規則 No. 1308/2013（第 213 条及び 214 条）

¹⁴⁷ 同上。

¹⁴⁸ 浅井真康「フィンランドの農業戦略と今次 CAP（2014-2020）の実施状況」、前掲。

¹⁴⁹ フィンランド農林省ウェブサイト。

http://mmm.fi/en/rural-areas/leader?p_p_id=56_INSTANCE_SSKDNE5ODInk&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&p_p_col_id=column-2&p_p_col_count=2&56_INSTANCE_SSKDNE5ODInk_languageId=en_US

¹⁵⁰ その他に条件不利地域（LFA）に対する追加的助成が行われていたが、2015 年以降は第二の柱の自然等制約地域支払に統合された。

¹⁵¹ Natural Resources Institute FINLAND (Luke), *Finnish agriculture and food sector 2016/17* 及びフィンランド農林省ウェブサイト (<http://mmm.fi/en/food-and-agriculture/support-and-aid/national-agricultural-aid>)。

及び 1310/2013(第 9 条)に移行するとともに、2020 年までに 1 億 7,000 万ユーロ(2013 年額の 30%)に減額することが義務付けられた。このため、フィンランドは 2015 年に生乳生産、肉牛・羊・山羊の飼育に対する補助をCAPのカップリング支払に移行することを決定し、南部地域助成としては養豚、養鶏及び温室栽培が継続することになった。なお、この結果、助成の方法は変化したものの、AB 地区と C 地区(南部)における酪農、肉牛、羊・山羊に対する助成単価は概ね同額が維持されている¹⁵²。

¹⁵² 上記(注 70) 及び浅井真康「フィンランドの農業戦略と今次 CAP(2014-2020)の実施状況」。